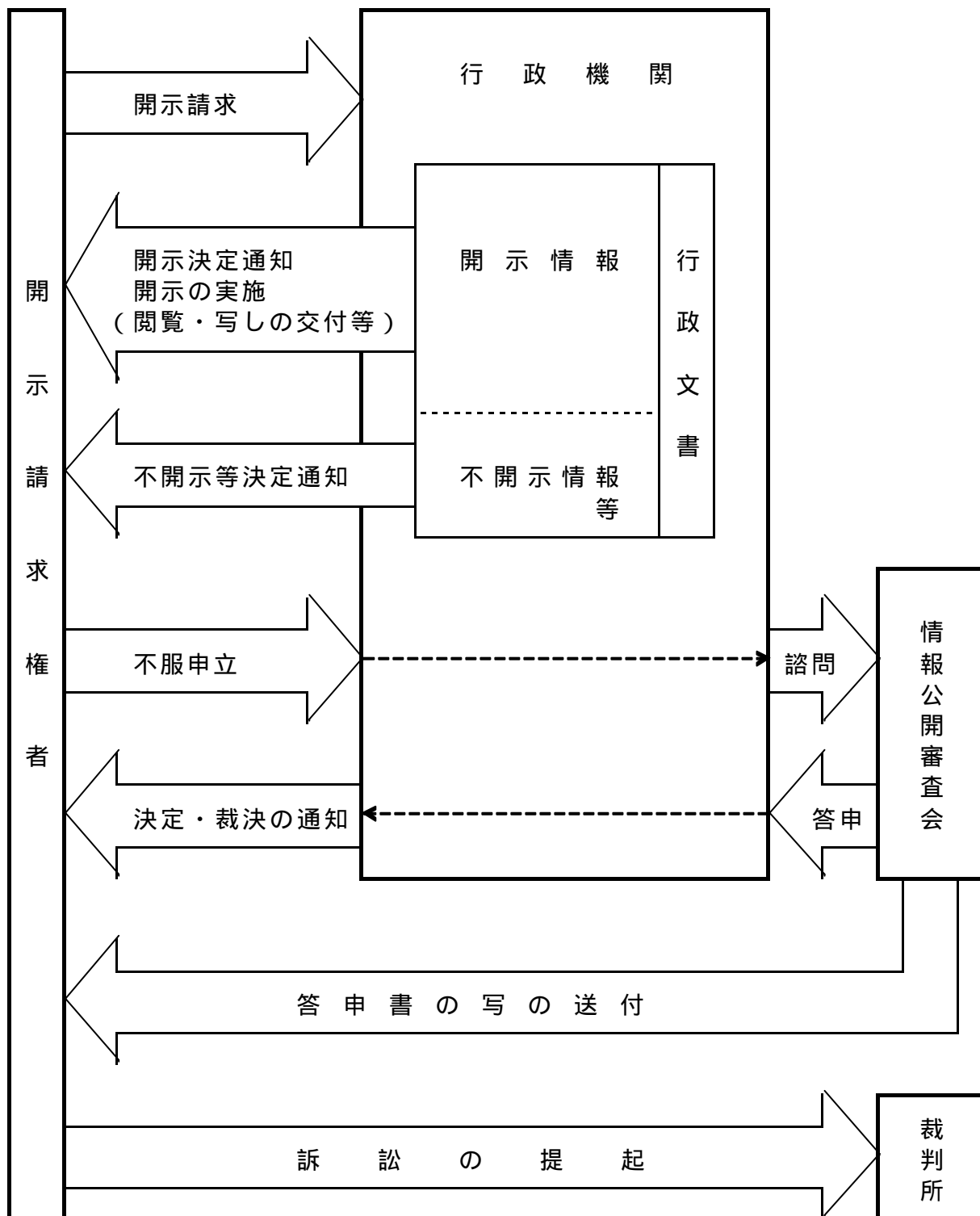


< 情報公開制度の仕組み >



開示決定等は原則30日以内（事務処理上困難等の場合には、更に30日以内の延長ができる）。

開示請求及び開示の実施には手数料の納付を要する。

情報公開審査会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員9人で構成する。